

農業振興地域整備計画変更(農振除外)の6要件(申出書提出時の確認事項)

農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外)には、下記の事項をすべて満たす必要があります。十分にご留意の上、変更申出書を提出ください。また、申出書の受理は計画変更を確定するものではありません。

- 1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替地がないか。
 - ア 農用地以外の土地について検討したか。また、取得できない明確な理由があるか。
 - イ すべての自己所有地について検討したか。
 - ウ 新たな土地の取得は不可能か。
 - エ 土地基盤整備事業等の公共投資がなされていないか。
 - オ 当該施設の目的からみて、必要最小限の面積規模である妥当性があるか。
 - カ 具体的な転用計画があるとともに、除外後直ちに農用地以外等に利用する緊急性があるか。
 - キ 農地転用、開発許可など他法令に係る許可見込みがあるか。

- 2 地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)の達成に支障を及ぼすおそれがないか。

※地域計画は、令和7年3月に策定予定

 - ア 計画に定められた農作物の生産振興・産地形成に支障が生じないか。
 - イ 計画で認定農業者等の担い手が特定されている農地・担い手の確保が見込まれている農地が含まれていないか。
 - ウ 計画に定められた認定農業者等の担い手による農用地の利用集積・集団化に関する目標の達成に支障が生じないか。

- 3 農地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないか。
 - ア 除外することによるスプロール化、混在化をまねくおそれはないか。
 - イ 農用地の細断化することはないか。
 - ウ 農用地区域の縁辺部に位置している農地か。
 - エ 効率的な農作業を行うために必要な農地の連担性への影響はないか。
 - オ 農業用排水路のかい廃、日照、通風及び雨水、汚水の農業への影響はないか。

- 4 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないか。
 - ア 認定農業者等の担い手が耕作している又は利用集積しようとしている農地が含まれていないか。
 - イ 農用地利用集積計画に記載されている農地ではないか。
 - ウ 経営規模の縮小により効率的かつ安定的な農業経営に支障を及ぼさないか。

- 5 農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないか。
 - ア 開発する土地又は施設からの排水によって水量や水質などの変化による農業用排水路への影響はないか。
 - イ 開発する土地や施設への出入りに対して農道機能への影響がないか。
 - ウ その他、開発周辺にあるため池、防風林、かんがい排水施設、農道等の機能に支障が生じないか。

- 6 土地改良事業などの工事が完了した年度の翌年度から8年以上経過しているか。